

岩手県選挙管理委員会告示第48号

岩手県選挙等執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年5月21日

岩手県選挙管理委員会

委員長 吉田 瑞彦

岩手県選挙等執行規程の一部を改正する告示

岩手県選挙等執行規程（昭和57年岩手県選挙管理委員会告示第11号の2）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章 [略] 第2章 衆議院議員、参議院議員、県議会議員及び知事の選挙 第1節～第13節 [略] <u>第14節 削除</u> 第3章～第5章 [略] 附則 (掲示箇所) 第80条 候補者は、ポスター掲示場に法第143条（文書図画の掲示） <u>第1項第4号の3及び第5号</u> のポスターを掲示する場合には、立候補の届出順位と同一の番号が表示された区画に掲示しなければならない。 <u>第14節 削除</u> <u>第158条から第163条まで 削除</u>	目次 第1章 [略] 第2章 衆議院議員、参議院議員、県議会議員及び知事の選挙 第1節～第13節 [略] <u>第14節 争訟（第158条―第163条）</u> 第3章～第5章 [略] 附則 (掲示箇所) 第80条 候補者は、ポスター掲示場に法第143条（文書図画の掲示） <u>第1項第5号</u> のポスターを掲示する場合には、立候補の届出順位と同一の番号が表示された区画に掲示しなければならない。 <u>第14節 争訟</u> <u>（書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供）</u> <u>第158条 法第212条（選挙人等の出頭及び証言の請求）第2項において読み替えて準用する民事訴訟法（平成8年法律第109号）第205条（尋問に代わる書面の提出）第2項の規定に基づき電磁的方法による提供は、県の委員会が別に定めるところにより、同項の書面に記載すべき事項を電子メールにより送信する方法又は当該事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法により行うものとする。</u> <u>第159条から第163条まで 削除</u>
(公職選挙法の適用を受ける選挙に関する規定の準用) 第169条 第2章第3節（投票）、第3節の2（共通投票所）、第4節の2（期日前投票）、第5節（不在者投票）、第5節の2（在外投票）、第6節（開票）（第48条の規定を除く。）及び第7節（選挙会及び選挙分会）並びに第130条（選挙公報の送付）から第132条（選挙公報の訂正）までの規定は、参議院議員、県議会議員及び知事の選挙に関する部分を除き、最高裁判所裁判官国民審査について準用する。この場合において、第49条第4号中「候補者別得票数」とあるのは「裁判官別罷免可否の数」と、第130条から第132条までの規	(公職選挙法の適用を受ける選挙に関する規定の準用) 第169条 第2章第3節（投票）、第3節の2（共通投票所）、第4節の2（期日前投票）、第5節（不在者投票）、第5節の2（在外投票）、第6節（開票）（第48条の規定を除く。）及び第7節（選挙会及び選挙分会）、 <u>第128条（選挙公報の余白の利用）</u> 並びに第130条（選挙公報の送付）から第132条（選挙公報の訂正）までの規定は、参議院議員、県議会議員及び知事の選挙に関する部分を除き、最高裁判所裁判官国民審査について準用する。この場合において、第49条第4号中「候補者別得票数」とあるのは「裁判官別罷免可否の

定中「選挙公報」とあるのは「審査公報」と読み替えるものとする。	数」と、 <u>第128条及び第130条</u> から第132条までの規定中「選挙公報」とあるのは「審査公報」と読み替えるものとする。
---------------------------------	---------------------------------------------------------------------

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第104号を次のように改める。

様式第104号（第172条関係）

年	最高裁判所裁判官国民審査公報	岩手県選挙 管理委員会
月 日 執行		
告示番号：		
告示番号：		
告示番号：		

注1 審査公報は、両面刷とすることができる。

2 紙面の規格及び一面の登載者数は、掲載申請者の数により適宜とする。

附 則

この告示は、令和8年5月21日から施行する。